

泰阜村こども計画

令和 7 年 3 月

目次

第1章 計画の基本的考え方	5
1. 計画策定の背景・目的	5
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画期間・計画の対象	6
(1) 計画期間	6
(2) 計画の対象	6
第2章 こどもと子育て環境、若者を取り巻く状況	7
1. こども・子育てをめぐる動き	7
① こども・子育て支援制度	7
② こどもの貧困対策	7
③ こども・若者支援	7
④ 児童福祉法の改正	7
⑤ こども基本法の成立	8
⑥ こども家庭庁の創設	8
2. 村の状況	9
3. ニーズ調査	
就学前保護者	10
就学时保護者	26
小学校5年生～高校生	49
19歳～39歳	65
第3章 計画の展開	81
I. 計画の基本理念	81
II. 基本理念を実現するための目標	82
1. こどもの人権の尊重	82
(1) こどもの人権の尊重	82
① こどもの権利の普及啓発	82
② こどもの権利に関する学びの支援	82
(2) こどもの意見の表明・参加の促進	82
① こどもの意見表明・参加の機会の確保	82
② こどもの意見を大切にし、実現していく仕組みづくり	82
(3) こどもの居場所の確保	82
① 安心して過ごせる居場所づくり	82
② 学習機会の確保	82
③ 遊び・体験の機会の確保	82

(4) こどもの権利侵害の防止	82
① 虐待の未然防止・養育支援体制の整備	82
② いじめ、不登校、困難に直面するこどもへの支援	82
③ 有害環境などからの保護	82
2. 子育て支援	82
(1) 体制	82
① こども家庭センターの設置	82
(2) 母子保健・医療	83
① 事業	83
② 医療などへの助成	83
(3) 保育サービス	83
① 保育所	83
② その他施設	83
(4) 相談機能など	83
(5) 地域全体で子育てを支援する環境づくり	84
① 事業	84
② ネットワーク	84
(6) ワークライフバランスの推進	84
① 子育てがしやすい環境の整備	84
② 男女が共同して養育ができる環境の整備	84
(7) 子育て家庭への経済的援助	84
(8) 子育て家庭への経済的援助(住宅関係)	84
3. 特に支援が必要なこどもや家庭への支援	84
(1) 障がい児家庭などへの支援	84
① 障がい児のいる家庭への経済的援助	84
(2) ひとり親家庭などへの支援	84
① ひとり親家庭などへの経済的援助	84
(3) 村内外の専門機関等とのネットワークによる支援	84
(4) こどもの貧困対策の推進	84
4. こどもの成長の支援	84
(1) 泰阜学園構想	84
(2) 地域の教育力の向上	84
① コミュニティスクール	84
② SPTCA	85
③ ジュニア期のスポーツクラブの育成	85
④ 放課後などの学習機会の確保	85

⑤ 安心していることができる場所の確保	85
⑥ 地域住民の学校へのかかわりの強化	85
⑦ 文化・レクレーション	85
⑧ 食育	85
⑨ 学校教育と社会教育の融合	85
(3) 幼児期の教育	85
① 認定こども園（保育型）への移行	85
② 泰阜版「やま保育」（保育所から小学校低学年まで）	85
③ ブックススタート	85
(4) 学校教育の充実	85
① 泰阜学園構想	85
② 教育の質の向上（学力の向上）	86
③ キャリア教育の推進	87
④ ICT 教育	87
⑤ キャリアディの充実（手段としての位置づけ）	87
⑥ ボランティア活動の推進	87
⑦ 特別支援教育、副学籍制度への理解促進と実践	87
5. 環境整備	87
(1) 交通安全	87
(2) 犯罪防止	87
(3) 有害情報や非行から守る取組	87
(4) 自然環境で遊ぶ場所づくり	87
① 戸外での遊び場の確保	87
② スポーツや遊びの環境の整備	87
(5) こどもの移動手段の検討	87
(6) 地域団体、サークルなどとの連携	87
(7) 教育環境の改善を進める	87
<基本目標の施策に必要な事業・支援等>（従来版）	88
<基本目標 1> 保育・教育の充実	88
<基本目標 2> 子育て支援の充実	88
<基本目標 3> 専門的な支援の充実	89
<助成金について>（令和 7 年 1 月 1 日時点）	90
第 4 章 第 2 期こども・子育て支援事業計画の総括	92
I. 量の見込みと確保における状況	92
1. 教育・保育提供区域	92
2. 教育・保育の量の見込みと確保の状況	92

(1) 就学前の教育・保育事業(保育所).....	93
3. 地域こども・子育て支援事業の量の見込みと確保の状況.....	94
(1) 時間外保育事業(延長保育事業)	95
(2) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	95
(3) 地域子育て支援拠点事業.....	96
(4) 一時預かり事業	97
(5) こども誰でも痛点(令和8年度より開始)	97
(6) 病児・病後児保育事業	98
(7) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ).....	98
(8) ファミリー・サポート・センター事業.....	99
II. 施策の展開状況	101
《基本目標1》保育・教育の充実	101
《基本目標2》子育て支援の充実	103
《基本目標3》専門的な支援の充実.....	109
第5章 計画の推進	111
1. 計画の推進体制	111
2. 計画の点検・評価の実施.....	111

泰阜村こども計画

第1章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の背景・目的

当村では、平成27年3月に第1期泰阜村子ども・子育て支援事業計画(平成27年度から令和元年度までの5か年計画)を策定し、子育て支援に取り組んできました。折しも、日本全体では、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要と認識され、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されておりました。

第2期子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度から令和6年度までの計画として、現在取り組んでいます。この間、令和2年9月には「子ども・子育て総合支援センター『にじいろ』」を開設し、保護者に寄り添いながら、各事業を展開してきたところです。

今年度、第3期の子ども・子育て支援計画を設定するにあたり、子どもたちや、子育てをめぐる環境が、ITの進展や経済活動の変化等により、さらに多様化し、複雑・多岐にわたったりつつあることや、こども基本法の制定など、国の方針も見極めながら、「泰阜村こども計画」として、設定することとしました。具体的には、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現していくことを目的とした計画です。

～こどもまんなか社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

2. 計画の位置づけ

こども基本法(令和5年4月1日施行)に基づき、国はこども大綱を定めることとされており、令和5年12月22日に閣議決定されております。こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものです。これまで別々に行われてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されました。

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされています。市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定め

られているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされており、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができることとされています。

- ① こども基本法第 10 条に基づく市町村こども計画
- ② 子ども・若者育成支援推進法第 9 条に規定する市町村子ども・若者計画
- ③ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に規定する、市町村計画
- ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ⑤ 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

このうち、法令に基づき策定が義務とされている計画は、⑤のみで、あとは努力義務または策定することができると規定されています。

地方公共団体が、こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定した場合には、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待できるとされていることから、今回、こども計画を一体のものとして策定することとします。

なお、次世代育成支援対策推進法は、平成 17 年に制定された 10 年間の時限立法であり、本年改正されて、令和 17 年 3 月 31 日まで延長されています。

3. 計画期間・計画の対象

(1) 計画期間

計画期間は、令和 7 年度 (2025 年度) から令和 11 年度 (2030 年度) までの 5 年間とし、必要により年度途中で見直すこととします。なお、子ども・子育て支援事業計画は、こども計画に包含していきませんが、第 2 期計画の総括を今回行います。

(2) 計画の対象

本計画の対象は、こども (0 歳から概ね 18 歳まで) 及び若者 (概ね 13 歳から 30 歳まで、施策によっては概ね 39 歳まで) とその家族 (子育て当事者) とします。

また、こども・若者を取り巻く社会のすべての構成員 (家庭、地域、学校、職場等) を対象とします。

0～5 歳	6～12 歳	13～18 歳	19～29 歳	30～39 歳
乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
こども				
		若者		

第2章 こどもと子育て環境、若者を取り巻く状況

1. 子ども・子育てをめぐる動き

① 子ども・子育て支援新制度

少子化の急速な進行や子育て家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした子ども・子育て支援新制度が始まりました。

令和元年10月には、総合的な少子化対策を推進する一環として子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

② 子どもの貧困対策

子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。さらに、令和元年6月に同法が改正され、子どもの貧困対策は、子どもの「将来」だけではなく「現在」の生活等に向けた支援であること、基本理念として、子どもの最善の利益が優先して考慮されること等が明記され、区市町村における計画策定が努力義務となりました。

令和元年11月には法改正を踏まえた新たな大綱が策定され、分野横断的な基本方針として、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築や、支援が届いていないまたは届きにくい子ども・家庭に配慮して対策を推進すること等が明記されました。

③ 子ども・若者支援

子ども・若者育成支援施策を総合的に推進することを目的として、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月に「子ども・若者ビジョン」が策定されました。平成28年2月には「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。その後も子ども・若者を取り巻く状況は大きく変化し、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況がさらに深刻さを増す中で、令和3年4月に第3次となる大綱が策定されました。

改定後の大綱では、「全ての子供・若者の健やかな育成」「困難を有する子供・若者やその家族の支援」「創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」「子供・若者の成長のための社会環境の整備」「子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援」の5つの基本方針が掲げられ、社会総掛かりで取り組みを促進することが求められています。

④ 児童福祉法の改正

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在

化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、令和4年6月に児童福祉法が改正されました。一部を除き、令和6年4月から施行されています。

この改正では、区市町村において、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることや、一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上、社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化などの内容が盛り込まれました。

⑤ こども基本法の成立

これまで日本には、こどもを権利の主体として位置付け、その権利を包括的に保障する基本法が存在しませんでした。令和4年6月にこども基本法が成立し、令和5年4月から施行されました。同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約に則り、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

全てのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、差別的扱いを受けることがないようにすること、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどが基本理念として掲げられています。

⑥ こども家庭庁の創設

令和4年6月に、こども家庭庁設置法がこども基本法と同時に成立しました。令和5年4月に法が施行されるとともに、内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局にこども家庭庁が設置されました。こども家庭庁は、こども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取り組みを行うとともに、新規の政策課題に取り組むこととされています。また、これまで別々に担われてきた司令塔機能がこども家庭庁に一本化されます。

2. 村の状況

<人口動態・出生数等>

少子化は、村の中でこどもの声が聞こえなくなったり学校が複式学級になったりするだけでなく、将来地域を担う人々がいなくなり、地域の維持が難しくなることから、村にとって大変大きな問題です。2015 年から 2019 年の出生数は平均 11. 8 人ですが、小学校に目を向けると全員で 3 人や 4 人の学年も存在します（2020 年 3 月現在）。

統計に目を向けても、2015 年の年少人口（0～14 歳人口）は 177 人（平均 11. 8 人／年）と過去最少となっています。このまま推移すると 2025 年には 1 学年当たりの人数が平均 10 人を下回り、2045 年には年少人口が 100 人を下回ります。2050 年には人口が半減すると推計されます。

しかし、出生数を現在と同等の 10 人を維持した場合、人口は 2060 年で 865 人と、現状の将来予測より 156 人多く維持でき、人口構成比は年少人口が 2 割まで上昇、老年人口が 3 割まで下落します。年齢構成が変わることで、高齢者一人を支える現役世代が増え、より安心できる社会が実現できます。また、人口減少がゆるやかになることで、農地や景観、コミュニティを維持する方法や、今後の地域のあり方について十分に議論しながら、新しい地域の形を検討できます。人口を減らしつつも福祉政策を充実させ高齢化を克服し、若者世代への過重負担を免れたように、子育て支援を充実させ少子化を克服することは、泰阜村の未来を大きく左右します。

ただし、この場合 2040 年には合計特殊出生率が 2. 14 とかなりの高水準となることから、実現には多くの努力を要すると考えられます。（第 3 期泰阜村総合戦略より）